

定住自立圏の形成に関する協定の
一部を変更する協定書

豊前市・中津市

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

豊前市（以下「甲」という。）と中津市（以下「乙」という。）は、甲及び乙が平成21年11月2日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

定住自立圏の形成に関する協定書（平成21年11月2日締結）の一部を次のように変更する。

第三編中第三章を第四章とし、第二章を第三章とし、第一章の次に次の一章を加える。

第二章 定住・移住促進

（取り組みの内容）

第15条の2 圏域への定住及び移住（以下「定住等」という。）を促進するため、空き家情報や分譲地情報など定住等に必要な情報を共同で発信するとともに、受入れ体制の充実に向けた調査研究等を行う。

（甲の役割）

第15条の3 甲は、甲の区域内の定住等に必要な情報を、甲のホームページ内に専用のサイトを設置するなどして情報を発信する。

2 甲は、乙と連携して受入れ体制の充実に向けた調査研究等を行う。

（乙の役割）

第15条の4 乙は、乙のホームページ内にある専用サイトに前条第1項の規定に基づき甲が発信するサイトへのリンクを掲載するなどインターネットを通じて甲乙それぞれの情報を共同で発信する。

2 乙は、甲及び関係自治体で構成する定住等への受入れ体制充実のための部会を設置し、連携して調査研究等を行う。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙が各自記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成23年12月26日

甲 福岡県豊前市大字吉木955番地
豊前市
豊前市長 釜井 健介

乙 大分県中津市豊田町14番地3
中津市
中津市長 新貝 正勝